# 日本行政書士会連合会報酬額統計調查規則

## (目 的)

第1条 この規則は、日本行政書士会連合会会 則第65条の規定に基づき、会員が業務に関し 受ける報酬の額について統計を作成し、公表 するための必要な事項を定める。

# (定 義)

第2条 この規則において「報酬額」とは、行 政書士の業務に関し受けた報酬をいう。

# (統計調査の対象・実施)

- 第3条 報酬に関する統計調査(以下「統計調査」という。)は日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)が行う。
- 2 統計調査は5年ごとに行い、調査を実施する年の前年の1月1日から同年の12月31日までの期間に受領した報酬額を対象とする。
- 3 統計調査は、調査実施年の1月1日現在に おいて行政書士会(以下「単位会」という。) 会員であって、入会後5年を経過した会員の 中から、単位会ごとの会員数に100分の20を 乗じた数を無作為に抽出し、報酬額統計調査 票(以下「調査票」という。)により行う。た だし、社員又は使用人である会員は除く。
- 4 統計調査は、実施年の1月に行い、同年3 月末日までに統計を作成し、公表する。
- 5 調査票の配付及び回収は、郵送により行う。

## (単位会の協力)

- 第4条 日行連は、統計調査の精度を上げるため、単位会ごとに区分した統計調査対象会員 (以下「対象会員」という。)の名簿を当該単位会に送付し、単位会の協力を求めることができる。
- 2 単位会は、日行連からの要請があった場合、 送付された対象会員の名簿に基づき、対象会 員に対し電話等による統計調査の趣旨説明、 締切日の告知、調査票提出の督促等により協 力する。

# (統計調査結果の公表)

- 第5条 日行連は、調査票の集計後、速やかに 全国の統計を作成し、「月刊日本行政」及び 日行連が設置するインターネットホームペー ジ等により公表するものとする。
- 2 単位会は、日行連の行った統計に関する単 位会ごとの個別集計結果を、単位会の行う統 計の作成として公表することができる。
- 3 単位会は、日行連が行った統計調査の集計 資料及び単位会ごとの個別集計結果を利用し、 独自の形式でこれを処理し、公表することが できる。

## (統計調査票の保存)

第6条 日行連は回収した調査票を、統計を公表した日から5年間保存しなければならない。

# (目的外使用の禁止)

第7条 日行連は、回収した統計調査票の記載 データを、第1条に規定する目的以外に使用 してはならない。

#### 附 則

1 この規則は、会則の認可の日(平成12年11 月14日)から施行する。

## 附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成18年7月19日から施行する。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成24年11月14日から施行する。
- 2 次回の調査時期は、前回実施年の平成23年1 月から起算する。
- 3 改正後の第6条は、前回実施年の平成23年1 月の調査の際の調査票の保存から適用する。

